

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

岩手県災害対策本部長

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令

岩手県災害対策本部規程（平成8年岩手県災害対策本部長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第6条、第7条関係）				別表第2（第6条、第7条関係）			
本部の部に置く課等、課等の長及び主な担当業務				本部の部に置く課等、課等の長及び主な担当業務			
部	課 等	課等の長 に充てる 職	主な担当業務	部	課 等	課等の長 に充てる 職	主な担当業務
[略]				[略]			
総務 部	[略]			総務 部	[略]		
	人事課	[略]	[略] 別表第7に定める統括班の主な担当業務のうち、 <u>本部の組織編成</u> の支援に関すること。		人事課	[略]	[略] 別表第7に定める統括班の主な担当業務のうち、 <u>本部支援室の体制の見直し</u> の支援に関すること。
	[略]				[略]		
[略]				[略]			
文化 スポーツ 部	文化スポーツ企画室	[略]	部内各課等の <u>総括</u> に関すること。 [略]	文化 スポーツ 部	文化スポーツ企画室	[略]	部内各課等の <u>統括</u> に関すること。 [略]
	[略]				[略]		
環境 生活 部	環境生活企画室	[略]	[略] 電力関係の被害調査、 <u>応急対策及び需給状況確認</u> に関すること（企業部業務課の主管に属するものを除く。）。 [略]	環境 生活 部	環境生活企画室	[略]	[略] 電力関係の被害調査 <u>及び</u> 応急対策に関すること（企業部業務課の主管に属するものを除く。）。 [略]
	[略]				[略]		
保健 福祉 部	[略]			保健 福祉 部	[略]		
	医療政策室	[略]	[略] 被災地における医療体制の確立に関すること。		医療政策室	[略]	[略] 被災地における医療体制の確立に関すること。 <u>災害支援ナースの派遣及び活動支援</u> に関すること。

			災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）、医療救護班及び歯科医療救護班の派遣及び活動支援に関すること。 [略] 災害時小児周産期リエゾンの活動に関すること。 いわて感染制御支援チーム（ICAT）の派遣及び活動支援に関すること。 [略]
	子ども子育て支援室	[略]	[略] 母子健康包括支援センターの被害調査及び応急対策に関すること。
	[略]		
[略]			
県土整備部	[略]		
	砂防災害課	[略]	[略] 土砂災害危険箇所の緊急点検の取りまとめ及び応急対策の総括に関すること。
	[略]		
[略]			

〔略〕

別表第5（第15条、第17条関係）

地方支部の名称等

名 称	所管区域	構成機関又は組織
岩手県災害対策本部盛岡地方支部	〔略〕	盛岡広域振興局 岩手県中央家畜保健衛生所 岩手県立中央病院 盛岡教育事務所 岩手県立盛岡第一高等学校 岩手県立盛岡第二高等学校 岩手県立盛岡第三高等学校 岩手県立盛岡第四高等学校 岩手県立盛岡北高等学校 <u>岩手県立盛岡南高等学校</u> 岩手県立<u>不来方高等学校</u> 岩手県立杜陵高等学校

			災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）、医療救護班及び歯科医療救護班の派遣及び活動支援に関すること。 [略] 災害時小児周産期リエゾンの活動に関すること。 <u>災害リハビリテーション支援チームの派遣及び活動支援に関すること。</u> いわて感染制御支援チーム（ICAT）の派遣及び活動支援に関すること。 [略]
	子ども子育て支援室	[略]	[略] <u>こども家庭センター</u> の被害調査及び応急対策に関すること。
	[略]		
[略]			
県土整備部	[略]		
	砂防災害課	[略]	[略] <u>土砂災害警戒区域等</u> の緊急点検の取りまとめ及び応急対策の総括に関すること。
	[略]		
[略]			

〔略〕

別表第5（第15条、第17条関係）

地方支部の名称等

名 称	所管区域	構成機関又は組織
岩手県災害対策本部盛岡地方支部	〔略〕	盛岡広域振興局 岩手県中央家畜保健衛生所 岩手県立中央病院 盛岡教育事務所 岩手県立盛岡第一高等学校 岩手県立盛岡第二高等学校 岩手県立盛岡第三高等学校 岩手県立盛岡第四高等学校 岩手県立盛岡北高等学校 <u>岩手県立南昌みらい高等学校</u> 岩手県立杜陵高等学校 岩手県立盛岡農業高

		岩手県立盛岡農業高等学校 岩手県立盛岡工業高等学校 岩手県立盛岡商業高等学校 岩手県立沼宮内高等学校 岩手県立葛巻高等学校 岩手県立平舘高等学校 岩手県立雫石高等学校 岩手県立紫波総合高等学校 岩手県立盛岡視覚支援学校 岩手県立盛岡聴覚支援学校 岩手県立盛岡となん支援学校 岩手県立盛岡青松支援学校 岩手県立盛岡峰南高等支援学校 岩手県立盛岡みたけ支援学校 岩手県立盛岡ひがし支援学校 岩手県盛岡東警察署 岩手県盛岡西警察署 岩手県岩手警察署 岩手県紫波警察署
〔略〕		
岩手県 災害対 策本部 久慈地 方支部	〔略〕	県北広域振興局経営企画部 県北広域振興局保健福祉環境部 県北広域振興局農政部 県北広域振興局林務部 県北広域振興局水産部 県北広域振興局土木部 県北広域振興局久慈審査指導監 岩手県県北家畜保健衛生所 岩手県漁業取締事務所 岩手県立久慈病院 県北教育事務所 岩手県立久慈高等学校 岩手県立久慈東高等学校 岩手県立久慈工業高等学校 岩手県立種市高等学校 岩手県立大野高等学校 岩手県立久慈拓陽支援学校 岩手県久慈警察署
〔略〕		

別表第 7（第23条関係）

本部支援室の構成及び主な担当業務

班 名	主な担当業務
〔略〕	
広報班	災害広報の実施に関すること。 政府調査団等の視察における要望書の作成に関すること。

		等学校 岩手県立盛岡工業高等学校 岩手県立盛岡商業高等学校 岩手県立沼宮内高等学校 岩手県立葛巻高等学校 岩手県立平舘高等学校 岩手県立雫石高等学校 岩手県立紫波総合高等学校 岩手県立盛岡視覚支援学校 岩手県立盛岡聴覚支援学校 岩手県立盛岡となん支援学校 岩手県立盛岡青松支援学校 岩手県立盛岡峰南高等支援学校 岩手県立盛岡みたけ支援学校 岩手県立盛岡ひがし支援学校 岩手県盛岡東警察署 岩手県盛岡西警察署 岩手県岩手警察署 岩手県紫波警察署
〔略〕		
岩手県 災害対 策本部 久慈地 方支部	〔略〕	県北広域振興局経営企画部 県北広域振興局保健福祉環境部 県北広域振興局農政部 県北広域振興局林務部 県北広域振興局水産部 県北広域振興局土木部 県北広域振興局久慈審査指導監 岩手県県北家畜保健衛生所 岩手県漁業取締事務所 岩手県立久慈病院 県北教育事務所 岩手県立久慈高等学校 岩手県立久慈翔北高等学校 岩手県立種市高等学校 岩手県立大野高等学校 岩手県立久慈拓陽支援学校 岩手県久慈警察署
〔略〕		

別表第 7（第23条関係）

本部支援室の構成及び主な担当業務

班 名	主な担当業務
〔略〕	
広報班	災害広報の実施に関すること。 <u>知事記者会見及び記者説明会の設定並びにこれらに伴う資料の作成に関すること。</u> <u>被災者の安否情報の照会に対する回答に関すること。</u> 政府調査団等の視察における要望書の作成に関すること。

	[略]
総務班	[略] 政府調査団、大臣等の視察の統括に関すること。 緊急通行車両証明書の発行手続きに関すること。 [略]
[略]	

[略]

別表第 8（第27条関係）

指定職員配備体制に当たる構成機関又は組織

区 分	部及び班	指定職員配備体制に当たる構成機関又は組織
[略]		
地方支部	[略]	
	土木班	[略]
	警察署班	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

	[略]
総務班	[略] 政府調査団等の視察の統括に関すること。 緊急通行車両証明書の発行手続に関すること。 [略]
[略]	

[略]

別表第 8（第27条関係）

指定職員配備体制に当たる構成機関又は組織

区 分	部及び班	指定職員配備体制に当たる構成機関又は組織
[略]		
地方支部	[略]	
	土木班	[略]
	県立学校班	県立学校
	警察署班	[略]